



VOL.69

トクちゃん新聞

11月号

お鍋がおいしい
季節になりました



平成24年11月7日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>

● 弥生の新製品

会計ソフトの弥生(株)から、「店舗経営オンライン」というクラウド型のソフトが発売されました。まったく新しいソフトですが、弊社も早速対応できるように、岡村がいろいろとテストしてくれています。先日、新規オープンした飲食店さんが導入希望ということで、弥生(株)の社員さんと岡村と私とで行って来ました。いろいろと手探りしながらですが、新しいものにチャレンジしていくのは何とも面白いです。全国でもこのソフトに対応出来る会計事務所はまだほとんどありませんので、新規開拓の起爆剤になってくれたら！と思っています。日々の売上を管理したいお知り合いがいらっしゃいましたらぜひ、ご紹介ください！



担当: 徳野

● SEO対策

ホームページからお問い合わせは入っていますか？ 弊社の場合、実はここ4年ほど低調です。東大阪から競争の激しい北区に移転したことにその原因があると思っていましたが、他の会計事務所もホームページに力を入れて、弊社ホームページが埋没してしまった、ということが本当の原因だったようです。そこで、今さらながらも、いわゆるSEO対策を先月から実施してもらったところ、アクセス数が確実に伸び、11月に入り問い合わせが入りました。たまたまの1件なのか、これから続く問い合わせの第1号なのかはまだわかりませんが…。ホームページからの集客を考えていらっしゃる会社さんも、改めてSEO対策をしてみてもいいかもしれません。知人の会社をご紹介いたします♪



◆ 税務調査の事前通知の法定化

平成23年12月の(※1)国税通則法改正により税務調査手続等について法定化されました。これは平成25年1月1日以後に開始する税務調査から適用されます。その内容のうち2つ「①事前通知」「②修正申告等の勧奨の際の教示文の交付」については10月1日から、税務署が先行的に取り組みを始めました。

担当: 福田



「①事前通知」…従来、税務調査の予告については規定がなく、予告がある場合は代理人である税理士にのみ電話で伝えられていました。また税務署側から、調査をする内容等の詳細について通知はありませんでした。

⇒10月1日より「場所、日時、目的、税目、期間、調査担当者の氏名など」決められた内容を納税者に通知することが法定化されました。
これにより税理士にだけでなく、納税者にも調査予告の連絡が、税務署から入ることになりました。

「②修正申告等の勧奨の際の教示の交付」…従来、調査後に修正申告する際、「自主申告であるため不服申し立てができないこと、後日その修正申告について(※2)更正の請求ができること」について、説明義務はありませんでした。

⇒10月1日より調査後に修正申告をする際、上記説明がされ、なおかつ書面で交付されます。

(※1) 国税通則法: 法人税、所得税、消費税など国税の共通事項のルールをまとめた法律です。

(※2) 更正の請求: 税金を払いすぎている場合などに還付請求をする手続きです。遡って請求できる期間が1年前 ⇒5年前までに改正されました。

◆ (書籍紹介)必ず「頭角を現す社員」45のルール

以前紹介した経営者吉越浩一郎さんの著書がまた出ましたので早速読んでみました。45例を全部掲載出来ませんので私の独断と偏見で参考になるポイントを数回に分けてご紹介したいと思います。1回目は「ホウ・レン・ソウ」はいいですね。以下参考箇所を紹介いたします。

担当: 杉山



知識には「暗黙知」(言葉で語ることの出来ない知識の事です)と「形式知」(仕事上のことでいえばマニュアル化出来る業務などがこれに当たります)があります。スキーを例にとると分かりやすいと思いますが何度も練習を繰り返し、滑る感覚をつかんで、滑ることに関する「暗黙知」の部分を自分で習っていくことで、初めてスキーが楽しめることとなります。仕事も同じことで「教えてもらおう」と思っているうちは成長しません。成長する人は、仕事出来る人から技を盗み、真似し、練習して、自分で仕事を習っていく人です。現状は社員の成長を阻害する「ホウ・レン・ソウ」「報告・連絡・相談」が当たり前になっており、これが部下から「習う機会」を奪っています。これは部下に目的地を設定済みのGPS装置を持たせるようなものです。その結果何が起るのか？社員は失敗が出来なくなるのです。「小さな失敗」の経験によって、ものの動きや考え方、道理、ルール、習慣、意識を習い、分析力・常識力・判断力が鍛えられていくのです。

以上が内容ですが新人教育はいつの時代も大変ですが参考になれば幸いです。

書籍名: 必ず「頭角を現す社員」45のルール 出版社: 三笠書房 著者: 吉越 浩一郎



税務スケジュール(11月)

担当: 岡村 

11月12日(月)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)



11月30日(金)

- ・9月決算法人 確定申告
- ・3月決算法人 中間(予定)申告
- ・12月3月6月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)
- ・個人事業税 第2期分

年末調整資料のご準備をお願いいたします。
失くなる前に回収しちやいましょう!

生命保険料控除

一般・年金・介護医療

地震保険料控除

地震・旧長期

◆ご紹介 《やよいの店舗経営オンライン》

担当: 岡村 

弥生株式会社よりこの度新しいシステムの運用が始まりました。

「やよいの店舗経営オンライン」

今回は、初のクラウド型で、お客様と会計事務所とがデータを共有できる便利なシステムです。

クラウド型なので、インターネットにつながる環境であればどのパソコンでも処理可能ですし、常に最新バージョンのシステムが提供されます。売上や経費の入力が簡単にでき、日々の状況がグラフ表示されて毎日の成績を簡単に確認することができます。

売上目標を設定すると、「売上目標まであといくら!」なんていう案内も出てきます。

また、天気などの登録により、売上に連動する条件からの分析もできるようになっています。

名称は「店舗経営」となっていますが、店舗に関わらず利用することができますと思います。

システムの裏では自動的に仕訳が出来上がるので、試算表の確認も随時できます。

ご興味がある個人事業主様・法人様はお気軽に弊社までお問い合わせください。 月額使用料 1,470円(税込)/1ライセンス



◆「感謝のサイクル」 「感謝」の習慣化が成功を確実にする!

担当: 池田 

●どんな仕事でも1人で成功させることはできません。

お客様やお取引先などの協力、支えがあってのことですが、それは「感謝の心」があって初めて築かれる物です。

●たとえば、「お客様は私たちの店に来て当然だ」と考える人は、お客様に感謝できないでしょう。しかし、「お客様は来てくださらないもの。来てくださることは奇跡である」と考えている人は、1人のお客様に対して心から感謝できます。

そして、お客様に感謝すれば、お客様は感謝されると嬉しいので、次もその店を利用することになります。

また、お客様に感謝した人は、報恩・奉仕の気持ちが強くなり、お客様にもっと喜んでもらおうといういろいろな創意工夫し、良い仕事をするようになります。するとお客様はいつそう喜び、周りの人にもそれを知らせ、たくさんのお客様が押しかけるようになります。ますますお客様に感謝したくなり、良い方向に向かうのです。

●部下の人に対しても同じでしょう。部下の人に感謝すると、部下は感動し、上司のために頑張ろう、尽くそうと考えて懸命に仕事をします。すると仕事の成果が上がり、店の業績もよくなります。そしてますます部下に感謝したくなるという、よい循環が生まれるのです。

●これが「感謝のサイクル」といわれるもので、最初に感謝することで、結果的に成功を手に行うことができるのです。

人も物も感謝するところに集まるというのは「自然の理」でもあり、私たちの成功は、自分や会社を支えてくれる人や物にどれだけ気づき、そのことにどれだけ感謝できるかにあるのです。



●これは、月刊誌「仕事の記録帖」(文明出版社発行)の2012年11月号に掲載されているものです。

以前、東北楽天ゴールデンイーグルス名誉監督の野村克也氏の講演をお聞きしたとき、まさに「感動が人を動かす」と言われていました。「人に感動を与える」には「まず感謝すること」が基盤となるのです。「まず最初に感謝する」そこから「感謝のサイクル」が始まるのです。

◆スタッフより

担当: 杉山 

最近同世代の友人と会えば必ず話題に上るのが

①健康の話 ②年金の話 ③老後の事です。

我々の年代になると体のどこかに異常がありお医者さんの世話になるか薬を飲んでます。

年1回の健康診断はどこに異常値が出てくるのかびくびくしながら受診しています。

幸い個人的には今のところ異常値は無く、薬も飲んでいませんが、改めて丈夫に産んでくれた母親に感謝しています。見かけは元気そうに見えますが(マラソンをしているお蔭でしょうか?)PCを毎日見ているせいか肩凝りがひどく毎週マッサージに行っています。

週1回のジムでの運動、風呂上がりのストレッチ体操をしてもなかなかほぐれません。職業病ですね。

仕事から解放された時に肩凝りと縁がきれるのかな?と最近はおきらめています。



◆税務クイズ

担当: 赤松 

1. 平成23事務年度(平成23年7月~平成24年6月)に

1件あたりの申告漏れ所得金額が一番高額だった業種はどれ?

A. 風俗業 B. キャバレー C. 情報サービス

2. 平成24年10月23日、EUの欧州委員会は、金融取引に薄く税金を課す「トービン税」と呼ばれることもある税の検討を進めることを正式に発表しました。この税の名前は?

A. 金融取引税 B. 資産運用税 C. EU連合税

1. B. キャバレー

国税庁によると、平成23事務年度に実施した所得税の調査件数77万4千件のうち申告漏れがあったのは48万7千件、申告漏れ所得金額は全体で9,592億円、加算税を含めた追徴税額は1,162億円です。1件あたりの申告漏れ所得金額が高額な業種は1位キャバレー、2位風俗業、3位情報サービスとのことです。

2. A. 金融取引税(FTT)

あらゆる金融商品やデリバティブの取引について、取引額に応じた税を課すFTT(Financial Transaction Tax)のことです。ジェームズ・トービン教授が提唱した税制度であるため、「トービン税」としばしば呼ばれます。メリットは、投機目的の取引抑制、先進各国共通の財政危機対策にあると言われています。